

## 令和7年度佐賀県総合福祉センター（児童相談所等）夜間休日電話相談業務の 業務委託に関するプロポーザル審査要領

### 1 審査の対象者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「令和7年度佐賀県総合福祉センター（児童相談所等）夜間休日電話相談業務に係る業務委託プロポーザル方式実施要領」（以下「募集要領」という。）に規定する参加要件を満たす者
- (2) 募集要項に規定する期限内に必要な書類のすべてを提出した者
- (3) 募集要項により、適正に書類を作成した者

### 2 審査方法

- (1) 審査委員会では、応募者から提出された企画提案申込書等（関係書類を含む。）（以下同じ。）に対する審査を、技術点に関しては以下の【採点基準】に基づき、【審査項目】ごとに各審査委員が評価・採点を行う。

- 【採点基準】
- 5点・・・特に優れている
  - 4点・・・優れている
  - 3点・・・普通（可も不可もない）
  - 2点・・・やや劣る
  - 1点・・・劣る

#### 【審査項目】

審査項目	得点 (A×B)	評価のポイント
○相談業務の実施体制	点数＝係数×評価点	
① 業務体制	＝ 3 ×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談事業の趣旨を理解し、委託業務の目的を踏まえた実施体制となっているか。</li> <li>・業務の円滑な実施に十分な組織・人員が確保されているか。（緊急時や電話集中時の複数対応が可能）</li> <li>・指揮系統が明確に示されているか。</li> </ul>
② 設備・システム	＝ 2 ×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の円滑な実施に必要な電話相談室の設置、業務責任者及び電話相談員の配置など、業務遂行にあたり整備されているか。</li> </ul>
③ 職員の研修体制	＝ 2 ×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務に従事する職員の資質向上のための研修体制が整備されているか。</li> <li>・必要に応じて児童相談所が行う研修会に参加出来るか。</li> </ul>
④ 業務報告	＝ 3 ×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応した相談の内容・結果について、必要十分な情報を速やかに報告できるか。</li> <li>・今後の相談業務の充実に寄与する分析結果を報告できるか。</li> <li>・緊急性の高い電話に対して、児童相談所等と速やかに連携が可能か。</li> </ul>
○組織の経験能力		
⑤ コンプライアンス・個人情報保護	＝ 2 ×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令順守のための取組・体制が整備されているか。</li> <li>・守秘義務、個人情報の保護の取組・体制が徹底されているか。</li> </ul>
⑥ 緊急対応等	＝ 2 ×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態や不測の事態、その他業務全体を通じてのリスクへの対策及び未然防止の方策が示されているか。</li> </ul>
⑦ 業務実績	＝ 3 ×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉に関する十分な業務実績を有しているか。</li> </ul>
⑧ 費用の妥当性	＝ 1 ×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書の内容は仕様書及び企画提案書の内容に沿って妥当なものになっているか。</li> </ul>
○業務従事者の経験		
⑨ 資格等	＝ 1 ×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準に該当する資格を有しているか。</li> </ul>
⑩ 過去の児童福祉業務に関する経験	＝ 1 ×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に同様の業務経験があるか。</li> </ul>

※5点満点で採点された点数に係数を掛けたものを合計して得点とする。

※業務従事者の経験に関しては、初回のため管理者の経験で判断する。

- (2) (1) の採点結果、各審査委員による評価点数のうち最高及び最低のそれぞれ1名の点数を除いた中間4名の平均点（小数点以下は四捨五入とする。）を応募者の点数とし、最も高い者を契約の相手方となる候補者として選定するものとする。

なお、総得点が満点の5割に達しない場合は候補者として選定しない。

### 3 委託者の決定

審査の結果、応募者の点数が最も高い者を委託候補者として選定する。ただし、最も高い評価を得た者が複数の場合は、審査委員間で協議の上選定するものとする。

なお、応募者には採否の結果を書面にて速やかに通知するものとする。